

平成 30 年度滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日 時 平成 30 年(2018 年)11 月 2 日(金) 13:00~14:30

2 場 所 滋賀県庁 北新館 5 A 会議室

3 出席者 委員 16 名出席(欠席 小森委員、梅本委員)
教育委員会事務局教育次長、幼小中教育課長、生徒指導・いじめ対策支援室長
スクールソーシャルワーカー 上村 文子氏

4 会議概要

○ 開会

(知事あいさつ)

皆さん、こんにちは。皆様、お忙しいところ、今日は滋賀県いじめ問題対策連絡協議会に御臨席をいただきましてありがとうございます。また、それぞれのお立場での皆様方のお力添え、御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

さて季節は平成最後の秋から冬に入ります。今日は、せっかくの機会ですので、私の考え方も含めて 4、5 点申し上げたいと思いますので、後の議論や、また本県のこの問題への施策に反映していただきたいと考えております。

まず、1 点目は、いじめ問題は人権問題であるということ。本県ではすでに誰一人取り残さない SDGs の取組に参画することを表明し、具体的な取組を始めているところでございますが、一人一人を大切に誰一人取り残すことなく、すべての人に居場所と出番がある持続可能な共生社会をつくるということを目指しておりますので、その点からいっても、このいじめ問題に対する対応、対策は極めて重要な課題であると位置付けております。そのためにはこういった人権侵害が起こらない、起こさないという未然の防止が極めて大事です。

2 点目は、学校等の現場でいじめ問題が起こっているならば、早期に見つけること、できるだけ早く見つけること、できるだけ早く対応することの重要性です。言わずもがなでございますし、それができないとすれば、どこに課題があるのか皆様方と一緒に探り、また改めていきたいと思っております。

3 点目は、その対応をするときに、今日お集まりいただいておりますが、関係者の皆様と力をあわせて連携するということだと思います。学校だけ、それぞれの親子だけでやるよりも、専門家の皆様方や様々な関係機関の皆様方とも情報共有しながら対応していくことが重要だと思います。

4 点目は、このいじめ問題への対応、対策は、私は社会の実相だと思っています。いじめ問題から社会を見る、いじめ問題から地域を考える、実はこの問題にこそ、子どもの課題は大人の課題であり、学校のいじめの問題は社会の課題だという位置づけで、様々な議論をして、検討、対応していくということが重要だと思っています。学校の中だけのこと、子どもだけのことと捉えない心の持ちようというものが重要ではないかと思っております。そういった趣旨もあって、この連絡協議会は、このように皆様方に長時間ではありますが、お時間をいただきながら、

様々な情報を共有しながら議論するという場だととらえておりますので、どうかその点、お含みおきいただき、お力添えいただければ幸いです。

今日、報告があるいじめ認知件数は過去最多ということになっております。そういったことに我々がしっかり目と心を開きながら、力を合わせて対応して参りますことを、お誓い申し上げ、重ねてではありますが、皆様方の御協力をお願い申しあげて、私からの挨拶とさせていただきます。一緒にがんばりましょう。

議題（１）平成 29 年度滋賀県のいじめの状況について

（教育長）

それでは、議事を進めさせていただきます。まず議題 1 について「平成 29 年度滋賀県のいじめの状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局より資料に基づき「平成 29 年度滋賀県のいじめの状況について」説明

（教育長）

学校現場でのいじめの対応はいかがでしょうか。

（松村委員）

実際に学校現場でいじめは起こります。その中で初期対応、そのことをしっかりやっていると、初期の対応が不十分だと、解決までに非常に時間を要します。事務局の資料 5 ページに「いじめの解消に向けて取組中」というのが 15～6%ありますが、解決までに非常に長い時間がかかってしまうことがあります。そのことで学校関係者、私達もそうですが、申し訳ないけれども非常に疲弊してしまいます。教育へのエネルギーがすり減るような状況になってくるということですので、その際には知事もおっしゃいましたけれど、学校だけが抱え込むということをしてないように、私学の場合ですと私学・大学振興課等に御相談を申し上げながら、連携を取り、時には、弁護士さん等に御相談を申し上げながら、一つ一つ事を進めていかなければなりません。時間がかかることで、当事者の言い分が異なってきた、特に問題が複雑化する傾向があり、その都度、対応に苦慮することもあります。そのあたりは現場を預かる者として、非常に大きな問題として、しっかりと背景等をつかみながら、的確に対応しないと大変なことになるというのが実感でございます。

（野田委員）

立命館大学の野田です。先ほどの御説明で質問ですが、いじめを認知していない学校が何校あるのかを教えてください。あわせてデータに係わってなのですが、資料の中の「いじめの発見のきっかけ」で、「学級担任が発見」は全国で 1 割ぐらい、滋賀県においても少ない。一方で、滋賀県の場合は「本人からの訴え」によるいじめの発見が 3 割。この 3 割の「本人からの訴え」はどのルートで学校に届いているのでしょうか。これは本人が訴えてきたことを学校がしっかり受けとめているという部分ではあるが、これがどのようなチャンネルでこの統計に上がることになるのでしょうか。今すぐわからなければ、時間のある時に教えてください。というのは、「本人からの訴え」なんだけど「学級担任が発見したわけではない」ということは、

その担任のところとは別に学校に届いているという話なのかなと思うのですが、そのあたりをお教えいただきたい。

1点ちょっと現場感覚的な悩みというのがあります。滋賀県はアンケート調査をしっかりとやっているが、県内の市町でいじめの調査をしなければならない場合に、アンケートで、そのいじめが訴えられていたのかどうか、友達はいじめをアンケートで申告していたのか、というあたりを知りたい。

また、アンケート用紙の原本の保存について、県教委から何か通知をしているのか。個人名が書いてあるなど、学校としては保存が難しい。また、年に数回行っていたらかなり膨大な量になるということから、2、3年で廃棄されていて、過年度の状況が把握できないという経験を私個人もしている。それで、要録に合わせて5年保存という通知を出している自治体もあるが、保存期間とその具体的な保存方法について、何か県教委としてのお考えがあるのかということをお教えいただきたい。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

資料6ページの(3)「いじめの認知学校数」を御覧ください。これを逆算すると、小学校19校、それから中学校で10校、高等学校で17校、そして特別支援学校の10校でいじめの認知が0ということになります。このうち小中学校につきましては、すべての学校について、訪問し、本当にいじめの見落としがないか、本当はないという状況であれば、どういう取り組みをしておられるのか。そういうことを確認しています。

もう1つありました確かに委員がおっしゃったとおり滋賀県は、「アンケートによる発見」は全国に比べて少ない。従って、アンケートのやり方等に原因があるのかということ、「ストップいじめアクションプラン」等にも、アンケートのやり方とか、こういう風にしてはどうかということに記載して、それを今、啓発しています。

一方で、「本人からの訴え」、「保護者からの訴え」の割合は、全国よりも高い。これは子どもが、学級担任以外の先生方を含めて教職員に話をしているということ。また、子どもが自分たちで言える力をつけていくということで、「滋賀県いじめ問題サミット」を開催するなど、いろいろな形で子どもの訴える力をつけることをしてきた、その1つの成果と認識しています。

アンケートの原本については、確かに委員がおっしゃったとおり、保管が大変になります。今のところ、アンケートを保管してくださいということは言っていますが、学校によってはPDFやCDとかでデータ保管してもらっています。そうすると、紙を置く場所を節約できるのではないかということをお伝えしているところです。しかし、PDF等の読み取りが可能なコピー機等がすべての学校に配置されているわけではございませんので、アンケートについては各学校の倉庫もしくは鍵のかかる金庫等に保管されているのが現状ではないかと思っております。保存期間につきましては、一応5年ということをお伝えさせていただいています。

(野田委員)

最後の部分の確認ですが、県教委から市町も含めて、5年間残しなさいという指示がおりているという理解でよろしいですか。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

通知としては出しておりません。各市町もしくは学校からどれぐらい保存しないといけないのかという質問に対して、最低5年くらい保存してくださいということをお伝えしています。

文書等を出していることではございません。

(千原委員)

臨床心理士会の千原です。いじめは駄目と訴える力をつける対策ということをおっしゃいましたが、子どもが訴える力がついたということプラス教職員がいじめの訴えを聞く力がついてきたと見ることもできると思います。今、松村委員が言われましたように、多忙な中で「いじめ」に特化した形で先生方が非常によく話を聞いておられると思います。やはり児童生徒が小中高の時に、困ったときに訴える力をつけるということは、本当に重要なことだと思いますので、今後とも、困ったらとにかく誰かに相談するということを言わせていただきたい。

(越智委員)

切り口が変わりますが、いじめられている子どもの基礎疾患が明らかになったケースはありますか。例えば、今、結構「うつ」が幼少期からあるのです。そうした対応をとることによって大分違ってくるので、この統計の数字自体も変わってくると思います。「うつ」というのは、皆さんどう思っておられるのか知らないが、優柔不断というか真面目、すぐに反抗しない。だからいじめられやすいという側面があるので、そういう子の発見ができていたような事例がもしあれば、だいぶ違ってくると思います。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

御指摘ありがとうございます。ただ、越智委員がおっしゃったような客観的な資料はございません。

(越智委員)

子どもの「うつ」を見抜けるドクターは少ないと思います。小児精神科の一部の方だろうと思います。しかし、近年、教職員の「うつ」も結構あります。たいてい真面目な人です。そういう方が子どもの時から発見されることなく、いろいろな職業に就いて困っておられる。これを切り口に、子どもの「うつ」の発見につなげていったら、いじめ問題だけでなく、社会全体のことを考えられるのではないかと思います。

(教育長)

ありがとうございます。事務局の方でそういったことのアプローチができるかどうか、簡単にはいかない、なかなか難しい問題だと思います。次のテーマもありますので、その時にまた併せて意見ををお願いします。

議題（２）いじめ問題における関係機関の連携について

(滋賀県スクールソーシャルワーカー上村氏)

あらためまして滋賀県教育委員会で、スクールソーシャルワーカーをしております上村と申します。

今回の議題にありますように、いじめ問題においては関係機関の連携が重要だと思います。スクールソーシャルワーカーとして現場に入っていると、関係機関の連携を必要とするケースの背景には、多くの問題を抱えている家庭があります。このような場合、児童生徒が暴言、暴力、嫌がらせ、人を傷つけること、人権を否定するような行為や態度を指導されても、繰り返すことがあります。スクールソーシャルワーカーは「なぜ子どもがそのような行動をしてし

まうのか」といったところを心理面だけでなく、子どもを取り巻く環境もしっかりと見て、アセスメントをしながら学校の先生方と課題解決に向けて取り組んでいます。

問題行動を起こす子どもは、家庭で大変ストレスを抱えていることが多く、自尊感情が下がっています。そうした背景を持っている子どもを学校環境の中で見ていきますので、先生だけでは限界があり、関係機関との連携が必要になります。非常に多岐にわたる家庭支援が必要ですので、そういったことを読みと きながら学校現場を支援しています。

福祉的な課題というところで、虐待、貧困、暴力が表に出やすいですが、親子関係の中で過度なプレッシャーを受けていたり、干渉されすぎたり、過保護すぎたりとか、適度な距離感で親子関係が成立していない家庭や、保護者自身が精神的にしんどい状況や精神科を受診されているケースもありますので、家庭支援には、関係機関との連携が大変重要になってきています。

学校現場では、いじめの被害の生徒を中心に、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を目指し、組織で対応していこうとされています。しかし、どうしても学級担任が丸抱えしたり、被害の生徒、加害の生徒、そして周りの生徒と、一度にたくさんの対応をしなければならぬ状況が生じます。このため複数の教員が連携しながら、専門機関につなぐという形でケース会議等を実施しています。

地域での児童生徒の居場所、孤独感の問題など様々なことが関係しますので、医療、司法、警察、福祉というところの専門機関だけでなく、地域との繋がりも非常に重要であり、社会全体で取り組む課題だと感じています。

また、学校では「いじめ対策委員会」を開いています。4月の職員会議で学校における「いじめ対策委員会」のあり方というのを周知されますが、お手元の資料の下に写真があります。こうした形で教職員が集まって情報を共有し、いじめの発見、訴えについてきちんと耳を傾け、そして、子どもの思い、そして保護者の思いもしっかり聞きながら進めています。

「いじめ対策委員会」が速やかに開催されることが非常に重要ですが、一方で長い休み期間や多岐にわたる生徒指導の問題、先生の出張等で、すぐ開けない時もありますので、先生が何人か出張されていても、担任と主任や管理職などの人員で早期に対応できるように校内の連携をしたり、専門機関や教育委員会と連携しながら、早期の開催を心がけておられます。

何より、いじめをやめさせる、再発防止に努めることが非常に重要ですので、繰り返さないために専門家が入っています。

ただ、毎回、スクールソーシャルワーカーがいじめ対策委員会に参加できるかと言いますと、配置時間の問題でタイムリーに対応できないときもあります。スクールソーシャルワーカーが「いじめ対策委員会」に参加できないときには、コーディネーターの先生の相談に応じて、できるだけ早くコンサルテーションをしています。

スクールソーシャルワーカーは事後に対応することも非常に多いですが、一方でスクールカウンセラーは、アンガーマネジメントなどストレスに対して、自分でコントロールする力を身に付ける授業をしたり、いじめ事案を起こしやすい発達課題を持っている生徒について、できるだけ早期に介入しようと心掛けておられます。

スクールソーシャルワーカーは子どもの環境の調整をする視点で、家庭環境、学校環境を整えていく支援を行っていますが、何より先生方が子どもの話に耳を傾ける時間がつくれるように、そして抱え込むことなく、みんなで子どもの支援ができるように尽力しております。現場

への配置時間に限りがあるため、できるだけ配置いただけるとありがたいと思っております。以上、報告させていただきます。

(教育長)

上村さんどうもありがとうございました。委員の皆様、御意見、御質問をどうぞ。

(中川委員)

いじめ問題で被害にあったお子さんのことを、もちろん一番手厚く対応しないとイケないですが、いつも加害側のお子さんのことがすごく気になっていました。今日の発表でそういったお子さん方に対して、その背景である家族に対しても、いろんなアプローチをされているということで非常に良かったです。一方で、事例にあるように加害の児童生徒が特別な背景や様々な問題を抱えていない、それほど目立った要因がなくても、いじめに加担してしまうという構図があるなと思っています。例えば、こういった事例の中で加害に加わったお子さんたちに変化があったのかどうか。その後、軽い気持ちでやってしまっていることが、どういう結果につながるのか学ぶ機会があったのかどうか、そのあたりが気になりました。

(上村氏)

加害者への支援というところで、加害者のした行為が相手に与えた影響や、被害者の気持ちの理解、自分の気持ちをちゃんと伝えられるようになるといったソーシャルスキルの部分といった、よりよい対人関係の作り方をわかりやすく伝えるようにしています。虐待などの様々な背景がない子でも、友達関係がうまく築けない子どももいるので、現場では先生方が丁寧に指導されています。

(野田委員)

学校から関係機関に連携するときに、学校と教育委員会の中で完結できる案件と、関係者と連携する、あるいはむしろメインは関係機関ということがあります。

先ほどの事例は基本的に、要保護児童対策地域協議会で連携できているケースであり、その枠組に入るケースについてはよいのですが、いじめの案件で非常に悩ましいのは、保護者同意がとれないとか、あるいは他に一切言わない形での相談があるために、関係機関への連携が悩ましいケースが多いと思っています。

だからこそ、スクールソーシャルワーカーが類型整理して、関係機関につなぐように動いていただくことは多いと思います。

各市町の要保護児童対策連絡協議会は、要支援児童生徒を含む、かなりすそ野の広い仕事なので、要保護児童対策地域協議会での連携は是非お願いしたいということを、こういう機会に発言させていただきたい。

もう1点、いじめの事案で悩ましいのは、明らかに学校の管理外で起こった事案。例えば家に帰ってからA君とB君とが遊ぶとか遊ばないとかいうことがいじめという形で学校に持ち込まれてくるような事案が散見されます。いじめ防止対策推進法は学校と学校の設置者の責任を非常に重く見ており、管理内か管理外かということについては言及していないために、実際には、コミュニティの問題であったり、保護者の監護の問題であったりということがあります。各地の教育委員会、学校現場の方も苦勞している自治体があるように聞いているので、是非そういう類型があるということに関係機関が意識していただきたいと思います。

いじめについては、その保護者の同意がないときに、どこまで関係機関に繋いでよいのかということについては、かなり繊細な問題を含みますので、1つの検討課題だと思っています。

(教育長)

ありがとうございます。ただいまのお話は保護者の同意が取れるとか、いわゆるその本来のルートに乗るときはいいけれども、保護者の同意が取れないとか、あるいは学校を離れた場で何か起こった時の対応が求められており、そのような対応をいかに行うかということも、我々として考えていかなければならない、そのような御意見をいただいたと思います。

(知事)

実際に学校外でのいじめは増えているのでしょうか。

(野田委員)

かなり深刻な事案として出ているものもあります。

(知事)

1つ目におっしゃった要保護児童対策地域協議会の枠ではない時にどうするのか、そういったケースは現場で悩まれることはありますか。

(上村)

あります。関係機関と連携していくことについては、やはり親のニーズをきっちり拾いながら見える形でつなぐ場合もあれば、教育委員会の中の連携でできることとか、そういった部分を考えながら取り組んでいます。保護者が子どもの課題解決のために、関係機関の力を借りられるようにするとか、教育ではないところにつなげることで親の学校に対する印象が変わり、子どもがそれによって楽になっているケースもあります。関係機関との連携はケースバイケースのところもあります。

(教育長)

今のことに関連してでも結構ですし、それ以外にでも御意見があればお願いします。

(知事)

教育委員会に尋ねたい。件数の把握や発見をどうしているかだけではなく、校内「いじめ対策委員会」の持ち方とか、例えば専門家との関わり方とか、いじめが起こって校内いじめ対策委員会を早くやりたいけれどもなかなか開催できない事情が重なったとかといった、学校の対応や悩みを聴く調査はありますか。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

今、知事のおっしゃったことに対して、直接的な調査というものはございません。ただ私どもの方では年間相当数、学校訪問して、市町の教育委員会と話し合いを持っています。お話いただいた「いじめ対策委員会」について、すぐ開かないといけないがなかなか開けない、だから本来、全員参加でなければならぬけれども、何人かで集まって、まずは情報共有して対応を考えようといった対応や、あと先ほど委員がおっしゃったとおり、すぐにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに来ていただいて、話を聞いていただいて助言いただきたいけれども、なかなか時間が合わないといった悩みは聞かせていただいています。

(千原委員)

時間が合わないということはスクールカウンセラーが週1回か、2週に1回位で、スクールソーシャルワーカーも同じ形だと思っています。一方、先生方は、いつも学校にいらっしゃるわ

けで、私たちがその委員会等になかなか出席できないので申し訳なく思っています。でも夜に開催していただくとか、学校の方でもいろいろ工夫を重ねておられるので、徐々に行かせていただくことが増えてきているように思います。スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも臨機応変にやっていかないといけないと思っておりますが、時間が足りていないところは申し訳ないなと感じております。

(野田委員)

今の件に関連して、法律で、すべての学校は「いじめ対策委員会」を作らなければならない。この委員会の中には先生だけじゃなくて、福祉や心理の専門家でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、そうした専門家を活用しましょうということがスタンダードになっています。

ただ、都道府県によって勤務時間数がかなり異なります。そういう中でどう活用するかということが現場の知恵になります。

学校の先生の方の経験値の中で、いじめを見ていくとか、対策を考えるというのと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが入ることによって、かなり視点が変わりますので、是非そういうことはしていただきたい。その上で、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも他府県に比べて配置時間が著しく低いので、ちょっとそのあたりは考えていただけるといいと思います。

(千原委員)

県によって様々だが、滋賀県より低いところもあります。いじめの被害者の方にすぐにアセスメントや対応していればよかったと思うことは多くあります。

(知事)

高校になると通学範囲が広がるため、通っている学校の所在地と居住市町とのつなぎという部分で苦労されることは多いのでしょうか。

(上村委員)

教育相談の先生も特別支援に係わる先生も、生徒の居住地の地域資源との連携で、ある市ではうまくいくことが、ある市ではうまくいかないこともあるので、苦労されています。その部分をコンサルテーションしながら、解決につながる突破口をお伝えしています。

(知事)

たとえば、私学では県外からの生徒もいると思うが、そういったことで、現場でも苦労されるのでしょうか。

(松村委員)

実際に子どもを取り巻く環境をしっかりと把握しながら、しっかりと連携するということを考えると、居住地が離れていく中での連携は難しいという現実があります。より緊密な連携を考えると悩ましい問題だと考えています。

(知事)

連携というと、県という自治体が果たせる役割、つなぎ役として重要なのでしょうか。

(中村委員)

大人だけでなく子どももストレスを感じています。うんざりしたとか、様々な負の感情をいっぱい持っていると思います。そういう中で、チャンスがあれば他人を攻撃するということ

でストレスを解消するという不適切なやり方、これも1つのいじめ要因になっていると思います。そうしたときに、どこでもいじめの芽はあると思います。

いじめを早期発見する中で、ひどくならない状態で、加害側がきちっと、もちろん被害側もなんですけど、みんながそれを教材にして、いじめがどういうものなのか、なぜいけないのかなど、一つ一つ丁寧に指導していくことは、学校現場ではかなりやっておられるのでしょうか。

(千原委員)

かなりとは言えないかもしれませんがやっておられます。いわゆる心理授業と言いましょか、スクールカウンセラーは予防教育として、そういうストレス対応の仕方、怒りのコントロール、それから自分のイライラを隠さなくていい、それを相手にも自分にも良い形で伝わるようなアサーティブな表現の仕方を、養護教諭の先生、教育相談の先生などのチームで授業していただくようにすることがスクールカウンセラーの役割の1つになっております。時間が少ない場合は、なかなか十分にできていないかもしれないですが、実際、なされていますし、そういう報告はあります。

(中村委員)

それは学校の担任、教師の方たちがやるのか、それともスクールカウンセラーが中心になっているのでしょうか。

(千原委員)

それは学校によって誰がしてもよいとなっています。

(知事)

道徳の授業でもやることもあるのではないのでしょうか。

(千原委員)

道徳の授業でされることもあると思いますが、学校の人権の授業などで先生方とスクールカウンセラーと一緒にやっていることもあります。

(教育長)

事務局どうですか。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

千原委員がおっしゃったようにアンガーマネジメントとか、アサーティブな表現の仕方については、特別活動の時間などを活用してクラスや学年で行ったり、様々な形で、学校で取り組んでいただいていると聞いています。先程、議論がありましたけれど、養護教諭の先生とスクールカウンセラー、学年の先生が入って、標準化されたものを作って各学級に入って行うということもありますし、スクールカウンセラーに入っただいて行っているなど、様々なやり方があり、それがどんどん広がっていると思います。

(教育長)

お時間も参りましたが、他にいかがでしょうか。本日はありがとうございました。活発な議論の中で、こういう感覚も大事だというお話をいただきました。例えば、いじめ事案と疾患との関係、実態として学校現場で疾患を扱うことは難しいと思いますが、そういう視点も非常に大事、斬新な視点だと思います。あるいは学校外でのいじめや保護者等の同意がない場合の対応、実態として学校が対応している中で、そうした課題もあると思います。

(越智委員)

社会福祉協議会などが「子ども食堂」を広くやっておられます。仮のソサイエティを作るという意味では、かなりいい取組ではないでしょうか。数としては今、全県ではないし、頻度も多くはないと思いますけれども、そういう子どもの居場所は大事です。

いじめというのは少子化の弊害だろうと思いますので、そういう血が繋がらないけれども兄弟のような上下関係というものを保ちながら人間関係を捉えていくということにも力を入れていけば、少しはいじめが減るのではないかと思います。学校教育だけではない、社会全体として考える、時にはそうしたことをちょっと考えていった方がよいと思います。

(教育長)

ありがとうございます。川崎部長、「子ども食堂」の件どうですか。

(川崎委員)

現在、「子ども食堂」は県内に100カ所以上ありますし、それぞれ頑張っておられます。今おっしゃった通り、「子ども食堂」だけでなく、他に「フリースペース」ということで、子どもの居場所づくりにも取り組んでおられます。先ほどおっしゃったような、いじめの背景には、子ども自身の課題とか子どもの家庭の問題とかありますので、むしろそちらの方をどう解決していくのかということが大事であると思っております。

ちょっと話は、変わりますが、現在県で犯罪の再犯防止の計画を検討しています。罪を犯した人や再び罪を犯す人は、何らかの形で支援、福祉的な支援を必要としている人が多いです。県としては、そうした方にアプローチすることで再犯防止を図ることとしていますので、そういういじめとか、様々な困りごとのある人たちの背景を分析しながら、対策していくことが大事であると思います。そういう意味では、「子ども食堂」も一つの大きな資源になると思います。

(知事)

ありがとうございます。冒頭申し上げた通り、いじめ問題、人権問題だととらえてですね、早く見つけて早く対応する、関係機関の連携をしっかりと強化していく。また、このいじめ問題から社会の実相を見て、いじめの芽はいつも誰にもどこにでもあるのだと、したがって、この問題から困りごとや悩み事を抱えておられる子どもや家庭をみんなで支えて応援していけるような滋賀を作っていくと、こういうことにつなげていきたいと思っております。もちろん悩んでいる子どもは1日も早く救い、加害の児童生徒にもきちんとしたサポートや指導することが前提ですけれども、このいじめ問題への対応から、よりよい滋賀を創るためにしっかりとがんばっていききたいと思います。本日はありがとうございます。

(事務局)

それでは、これをもちまして平成30年度滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。